

# 令和8年度県政重要課題に係る県民アンケート調査実施業務仕様書

この仕様書は、群馬県（以下甲という）が行う令和8年度県政重要課題に係る県民アンケート調査実施業務（以下「本業務」という）を委託するに当たり、本業務を受託する事業者（以下乙という。）を募集するため、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

## 1 業務の目的

群馬県政に関する様々なテーマについて、民間リサーチ会社のインターネットアンケートサービスを活用することにより、各年代の県民の意識等を安定的かつスピーディに把握し、意思決定や施策の参考とする。

## 2 委託契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 3 業務内容

インターネットを利用したアンケート調査の実施

## 4 業務の範囲

本業務において乙が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

ただし、業務実施の過程において、委託契約期間内におけるアンケート設問数の合計が第7に定める想定を下回る場合には、契約金額の範囲内において、業務全体の品質向上に資する範囲で、甲と乙の協議により業務内容の調整を行うことができるものとする。

(1) モニター提供・抽出

(2) インターネットアンケートの実施

① 画面作成・修正

② アンケート配信・実施

③ 回答データ回収・管理

(3) 集計データ納品（集計データの形式は Excel で利用可能な形式とすること。）

## 5 アンケート実施回数

上記委託期間内で4回

## 6 1回あたりのアンケート実施のスケジュール

乙は甲から設問を受領してから1週間程度でアンケート画面を作成し掲載すること。また、掲載から回答締切までを1週間程度とすること。アンケート設問数、回収状況等に

より、この原則によりがたい場合は、甲と協議し、別途期間を定めること。

## 7 アンケート設問数等

(1) 上記委託期間内で 100 問程度。(アンケート 1 回当たり 25 問相当。ただし、設問数はアンケートにより 20 問~30 問の間で変動する場合がある。甲は、20 問未満または 30 問を超える設問数のアンケートを実施する場合は乙と協議のうえ実施する。)

なお、スクリーニング質問数は、本設問数に含めない。(2) アンケート調査画面にはテーマごとに、テーマ名、テーマ説明文、設問が表示できること。

(3) 表組設問は 1 問とカウントすること。ただし、1 問とカウントする項目数については、乙の標準的な価格表における基本料金の範囲内の項目数を基準に甲と協議すること。

(4) 1 問における選択肢数については、最大 20 個までとする。これを超える場合またはこれを大きく下回る場合は、乙の標準的な調査における基本料金の範囲内の項目数を基準に甲と協議すること。

## 8 調査対象モニター

(1) 乙は、直近(令和 8 年 4 月 1 日以降)で、群馬県内在住の満 18 歳以上のモニターを、男性 10,000 人以上、女性 10,000 人以上の計 20,000 人以上(乙が提携等する他社の保有モニターを含む。ただし、モニター数については月 1 回程度の回答を行っているアクティブなモニターの数とすること。また、下記(3)及び(4)の品質管理水準は受注者が保証すること)有し、調査ごとに対象者をランダムに抽出することができること。

(2) 調査対象者は群馬県内在住の満 18 歳以上の県民とし、1 回当たりの調査の有効回答数(サンプル数)は 3,000 人とする。なお、年齢構成比等に応じ、属性ごとの回収数は甲と協議のうえ割り付けを設定する。

(3) 不正モニターの排除が適切に行われていること。なお、「不正モニター」とは、下記のモニターをいう。

- ① 不正回答が複数回にわたって見受けられるモニター
- ② 重複・なりすましと判断されるモニター
- ③ その他の理由で、リサーチモニターとして不適切と判断されるモニター

(4) 登録属性が、適切に更新されていること。

## 9 調査対象モニターの基本属性について

モニターの基本属性は次のとおりとし、(1)及び(2)については、モニター登録情報から、(3)については、スクリーニング調査のデータから、それぞれアンケートローデータに紐づけること。

- (1) 性別
- (2) 年齢

(3) 居住地（市町村）

(4) 職業

#### 1.0 納品物

乙は、毎回のアンケート締切後、5営業日以内に次の電子データを納品すること。  
ただし、アンケートの回収状況等によりこれによりがたい場合、またはより短期間で納品することが可能な場合は甲と協議し、別途期間を定めることとする。

(1) アンケートローデータ

(2) 単純集計表

(3) 基本属性及び個別オーダーによるクロス集計表

※個別オーダーによるクロス集計の集計軸は100問を上限とする。100問を超える場合の集計を行う場合は乙と協議のうえ実施する。

(4) 調査画面

※集計データ（単純集計表及びクロス集計票）は、年齢別のウエイト補正を行う前後いずれのデータも提出すること。

(5) その他

甲と乙の協議により、納品が必要と認められた成果物

#### 1.1 完了報告書の提出（契約書第7条関係）

受注者は、上記納品物とは別に、契約期間内に甲が発注する全てのアンケート終了後、全てのアンケートの実施状況を記載した完了報告書を提出すること。

#### 1.2 調査データ等の機密保持

(1) 乙は、本調査により得られた全てのデータ等について、本調査の目的以外に使用・流用等をしてはならない。業務の履行に当たっては、契約書別紙「個人情報取扱特記事項」並びに個人情報の保護に関する法律（平成一五年五月三十日法律第五十七号）及び群馬県個人情報保護条例（平成十二年六月十四日条例第八十五号）等の関係法令を遵守しなければならない。

(2) 乙は、本調査により得られた個人情報等を厳重に管理し、データ等の使用・保存・処分には、細心の注意をもって当たらなければならない。

(3) 乙は、検収の終了により、本調査の受託した業務が完了した時点をもって、直ちに全てのデータ、調査票をはじめとする調査書類等を破棄・処分し、一切の内容に関する記録を残してはならない。

#### 1.3 その他

- (1) 乙は提出した成果品に修正する箇所があることが判明したときは、遅滞なく甲に報告し、甲の指定する日までに修正を行い、成果品を再提出するものとする。
- (2) 乙は、本調査の実施に際して、本仕様書に定める事項及び本仕様書に定められた事項以外等に疑義が生じた場合は、遅滞なく甲と協議し、甲の指示に従うものとする。
- (3) 甲は、乙に本仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、再調査の実施を命じ、あるいは契約の解除等をなすことができるものとする。
- (4) 本仕様書に定める、乙が甲に提供するすべての成果品の著作権は、甲に帰属することとし、甲は、事前の連絡無く加工及び二次利用できるものとする。ただし、乙が従来から権利を有していた乙固有の知識、技術に関する権利等(以下、「権利留保物」という。)については乙に留保するものとし、この場合、甲は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。
- (5) 報告書の作成に当たって、乙は甲から指示のあった調査結果の分析について柔軟に対応するものとするとともに、分析手法については乙が甲に対し専門的な知見による適切な方法を提案すること。